

令和元年群馬東部水道企業団議会

9月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和元年群馬東部水道企業団議会 9月定例会会議録

令和元年10月16日（水曜日）

1 出席議員 12名

1番	久保田 俊	2番	大川 陽一
3番	正田 恭子	4番	遠藤 重吉
5番	櫻井 正廣	6番	大澤 映男
7番	杉山 英行	8番	延山 宗一
9番	田口 晴美	10番	高橋 祐二
11番	須田 敏彦	12番	神谷 長平

2 説明のために出席したもの 12名

企業長	清水 聖義	副企業長	須藤 和臣
副企業長	須藤 昭男	副企業長	金子 正一
局長	越塚 信夫	次長	篠木 達哉
次長	百瀬 光宏	総務課長	奥川 靖
企画課長	鈴木 徹哉	工務管理課長	富岡 和正
館林支所長	中里 昭彦	みどり支所長	関口 洋一

3 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長	吉田 稔		
書記	鏑木 堅介	書記	黒坂 敏弘
書記	黒岩 美帆		

議事日程（第1号）

令和元年10月16日 午後2時30分開議

群馬東部水道企業団議会議長 久保田 俊

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて
- 報告第2号 平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について
- 第6 議案第10号 平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について
- 第7 議案第11号 平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について
- 第8 議案第12号 令和元年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第9 議案第13号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第10 議案第14号 公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣等に関する条例の制定について
- 議案第15号 群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例の制定について
- 議案第16号 群馬東部水道企業団職員の再任用に関する条例の制定について
- 議案第17号 群馬東部水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 議案第18号 群馬東部水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 議案第19号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会

午後2時30分開会

議長（久保田俊） 只今から告示第24号をもって招集されました、令和元年群馬東部水道企業団議会9月定例会を開会いたします。

◎開 議

議長（久保田俊） これより本日の会議を開きます。

◎日 程

議長（久保田俊） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

◎議席の指定

議長（久保田俊） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。議員の氏名と議席の番号を吉田局長に朗読させます。

議会事務局長（吉田 稔） それでは朗読いたします。

9番、田口晴美議員。以上でございます。

議長（久保田俊） 只今、朗読したとおり、議席を指定いたします。

議会事務局長（吉田 稔） 大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号に掛けてございます白紙を、お取り願います。

◎会期の決定

議長（久保田俊） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(久保田俊) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

議長(久保田俊) 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、7番、杉山英行議員、8番、延山宗一議員を指名いたします。

◎一般質問

議長(久保田俊) 次に、日程第4、一般質問を行います。

通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、大川陽一議員。

(大川議員挙手)

議長(久保田俊) 大川陽一議員。

議員(大川陽一) 太田市議会の大川陽一でございます。通告に従いまして、一問一答方式で、質問をさせていただきます。

水道水の有機フッ素化合物のことについて、すべて越塚局長に質問いたします。テレビ報道によりますと、有機フッ素化合物によって水道水が汚染される事態が世界各地に起きているようでございます。今年5月には、沖縄県宜野湾市の住民を対象とした血液調査の結果が報道され、日本人の通常値の5.3倍ものPFHxS(ピー・エフ・ヘクス・エス)と呼ばれる有機フッ素化合物が血液に含まれていたと報道されておりました。

そこでまず、この度報道された有機フッ素化合物とは、どのような物質なのか伺います。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） それでは、ご答弁申し上げます。

ご質問の有機フッ素化合物でございますが、これは炭素フッ素結合を持つ有機化合物の総称でありまして、主要なものにPFOS（ピーホス）と呼ぶものと、PFOA（ピーホア）と呼ぶ二つがあります。

これらの物質は、焦げ付かないフライパンや水をはじく衣類などのフッ素樹脂加工で広く使用され、環境中で分解されにくく、蓄積性を有するため、近年、規制が進んでおります。

使用が禁止されたPFOS（ピーホス）に代わる物質として、ご質問にありましたPFHxS（ピー・エフ・ヘクス・エス）が現在使用されている状況でございます。

（大川議員挙手）

議長（久保田俊） 大川陽一議員。

議員（大川陽一） 局長の答弁にもありましたけれども、焦げ付かないフライパンや水をはじく衣類とありますけれども、私が聞くとところでは、さらに自動車や半導体、液晶分野向け、製鉄、アルミニウム製錬など、多岐に渡って需要があるようでございます。先ほど申し上げましたが、沖縄県宜野湾市以外にも、この有機フッ素化合物に関する検査結果が高濃度を示した場所もあるようでございますので、国内の実態について伺います。

（越塚局長挙手）

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 国内の実態につきましては、厚生労働省が集計している「全国の水道事業者が、平成25年から平成29年までの5年間に実施した、PFOS（ピーホス）等の有機フッ素化合物の原水及び浄水の水質検査結果」によりますと、有機フッ素化合物が検出された地点もありますが、基準を定めている欧米諸国に比べても目標値を下回るレベルとなっております。

なお、報道によりますと、関東地方の河川、関西地方の井戸や沖縄県などで有機フッ素化合物が高濃度で検出されているとありましたが、企業団としましては、本年6月に企業団水源の主要河川で有機フッ素化合物、PFOS（ピーホス）、PFOA（ピーホア）の分析を行い、不検出であることを確認しており

ます。

(大川議員挙手)

議長（久保田俊） 大川陽一議員。

議員（大川陽一） PFHxS（ピー・エフ・ヘクス・エス）やPFOS（ピーホス）、PFOA（ピーホア）などの有機フッ素化合物が、体内に蓄積されている問題はアメリカなどでも報告されており、原因として、工場などから出された有機フッ素化合物が、地下水や河川に広がり、その水を長期に飲むと体内に蓄積されると考えられているようでございます。この有機フッ素化合物は、フォーエバー・ケミカルとも呼ばれ、分解されることがほとんどなく、体内に蓄積されると言われております。そして、潰瘍性大腸炎や腎臓がん、甲状腺疾患などを患い、発がん物質も含まれているようでございます。

そこで、有機フッ素化合物を長期間摂取した場合の身体への影響について、伺います。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 有機フッ素化合物の毒性、人体への影響については研究段階で未だ結果を得られていないことから、現段階では水道の水質基準項目や水質管理目標設定項目としては定められておりません。厚生労働省では、報道のありました沖縄県の要請を受け、本年7月の検討会で有機フッ素化合物等の暫定目標値を設定する方針を決定しておりますので、今後も国の動向に注視していきたいと考えております。

(大川議員挙手)

議長（久保田俊） 大川陽一議員。

議員（大川陽一） それではですね、当企業団では、どのような項目の水質検査を行っているのか、伺います。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 企業団の水質検査につきましては、水道法第4条の規定に基づき「水質基準に関する省令」で規定する水質基準の51項目のほか、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目の26項目についても、水質検査を実施しております。

（大川議員挙手）

議長（久保田俊） 大川陽一議員。

議員（大川陽一） 先程もありましたけれども、関東の河川、神奈川県引地川で基準の1.7倍、千葉縣市原市の用水路では、4.8倍もの高い濃度が検出されております。今後、安全安心の水の提供を第一に考えている当企業団として、定期的に有機フッ素化合物の検査を行うことについてのお考えを、伺います。

（越塚局長挙手）

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 有機フッ素化合物については、厚生労働省は、暫定目標値を設定する方針を決定しております。

企業団としても、有機フッ素化合物の調査を継続する必要があると考えておりますので、今後も国の動向に注視しながら、水の安全を第一優先と考え、対応を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

議員（大川陽一） ありがとうございました。終わります。

議長（久保田俊） 次に、杉山英行議員。

（杉山議員挙手）

議長（久保田俊） 杉山英行議員。

議員（杉山英行） みどり市議会、杉山英行です。よろしく願いいたします。

私からは2問通告してございますので、最初の1問目が、配水管の未整備区間の解消ということでございますが、大間々町南部から笠懸町内においては、

宅地化の進行、そういうものが相当進んでおります。そういったなかで、端的に申すと、南北道路は配水管が入っており、ところがそれをつなぐ東西道路、そういうところが100メートル200メートルの路線区間に配水管が埋設されていないということで、住民が多大な費用負担をしながら、また、不便をかちながら、市道路内に個人の埋設管で、タコ足配線的になっている箇所が相当数あると。あるいはその配水管がないために、その既設の配水管から個人が引き込みすると、距離数にして100メートル以上になると、個人負担だけでも100万円以上の多額な工事費になって、家が建てられると、水道管を引くことになると。そのような大変不便を強いられている箇所が相当数あり、また、それ以外でもそのような配水管がないために、地域によっては、当時の大間々笠懸上水道時代には分岐方式で一つの取出し管から何軒にも分水方式を認めていたものですから、最近になって生活様式が相当進化してまいりまして、水の出が悪い、そのような苦情が相当出ている訳でございます、そういった未整備区間があることによる、住民への不便・不満の解消については、局長はどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） みどり市におきましては、端的に申し上げまして、全域が未線引き区域でありまして、市内各地で住宅が増加しているため、水道管網が追いついていないというのが実情でございます。

管内の配水管布設工事の主な目的は4つございます。1つ目として、石綿管からダクタイル鋳鉄管への布設替え、2つ目として、下水道工事や道路改良工事に伴い支障となる管路の切り廻し、3つ目として、大間々世良田線バイパス、桐生伊勢崎線阿左美バイパスなど新設道路への布設、4つ目として未整備路線への拡張などです。

特に未整備路線の布設につきましては、宅地の増加で消火栓の設置が必要と思われる路線や、現在、水量不足等で使用に支障をきたしているとの要望を受けている路線など、優先順位の高い路線から布設工事を行っているところです。

みどり市は石綿管更新事業、下水道工事等による布設替え工事などにより、予算に占める割合が高くなっておりますので、未整備路線の解消は、事業量のバランスを考慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

(杉山議員挙手)

議長（久保田俊） 杉山英行議員。

議員（杉山英行） 今、局長がそのように取り組む姿勢は見えておりますが、現実に困っているところについては、至急に解消してあげなければ市民生活が安定しない、そういう部分では今後ですね、例えば区長さんやら利用者の団体の方から陳情、あるいは要望、意見が相当寄せられていると思うのですが、前年度から今年度にかけてどの程度そういう意見、要望あるいは改修の必要性のある箇所、そういうものがあつたら具体的に答弁をお願いいたします。

（越塚局長挙手）

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 水量の不足や漏水多発などの要望のあつたものについて、個別の相談に応じながら、当企業団にて調査をし、優先度が高いものから計画・施工しております。令和元年度におきましては2箇所、令和2年度については3箇所を予定しております。

（杉山議員挙手）

議長（久保田俊） 杉山英行議員。

議員（杉山英行） 今、説明がありましたが、その程度で解消が進むとお思いでしょうか、改めてお尋ねいたします。

（越塚局長挙手）

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 何件の要望があつたか今ここにありませんので、またその要望等見極めながら、対応してまいりたいと考えております。

（杉山議員挙手）

議長（久保田俊） 杉山英行議員。

議員（杉山英行） いずれにしても、今後具体的に区長さんや関係者から意見、

要望、早く改修工事をしてほしい、あるいは新設管の増設で本管の接続をしてほしい、そのようなものがあつたら至急に取り組んでいただくよう、ここで強く要望いたしておきます。

次に、2点目の石綿管の更新計画についてであります。これも当時の大間々笠懸上水道事業においては、石綿管が相当数使用されておりました。現在でも更新計画に則って更新はされている訳ですが、この5カ年間の計画等のなかでは、この5カ年後においてはどの程度の距離数が残るのか、あるいはそれらを解消するのにどの程度の目安の年数を必要とするのかを、お尋ねいたします。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） はじめに、これまでのみどり市においての、統合前の石綿管更新事業でございますが、これにつきましては事業規模が小さく、よって更新距離は短いものでございました。平成28年度の企業団統合後は、交付金等を活用できるようになり、更新距離は各段に伸びております。

ちなみに統合前3年間の実績では、年平均2,071メートルとなっておりますが、交付金を活用した平成27年度から平成30年度までの実績では、年平均3,904メートル、また、令和元年度から令和6年度までの更新計画では、年平均3,844メートルを予定しており、統合前に比べ大きく上回っている状況でございます。

さらに、令和2年度から令和6年度までの交付金対象路線の見直しを行い、漏水多発箇所や道路改良に伴う布設替え工事箇所など、それまで単独費で行っていた工事を交付金の対象となるよう計画を変更して進めております。

それでも、更新計画終了後においても35,205メートルの石綿管が残存する状況でございます。

(杉山議員挙手)

議長（久保田俊） 杉山英行議員。

議員（杉山英行） 今、答弁を聞きますと、それでも35キロ残ると。これは統合した東部水道事業においても残存距離数が多いと考える訳ですが、これらも早期に向けて取り組んでいく必要があると思えますし、先程の配水管網の整備で不便の解消と、そういったことを含めても事業を統合したスケールメリットで、こういうものはどんどん更新していくべきではないかと考えますので、

その点を念頭において今後の水道事業の運営にあたっていただきたいことを要望して、質問を終わります。

◎一般質問終局

議長（久保田俊） 以上で一般質問を終わります。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第5、報告第1号及び第2号の2件を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（越塚局長挙手）

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 報告第1号、平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページ「平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算繰越明細計算書」を、お開き願います。

本件は、水道事業における配水管の布設工事、及び舗装本復旧工事等につきまして、いずれも事業の完了が翌年度になるため、2ページの予算繰越計算書にお示ししましたとおり、繰越したものでございます。

局長（越塚信夫） 次に、報告第2号、平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページ「平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について」を、お開き願います。

本件は、平成30年度水道事業会計決算において、資金不足の状況を数値化したものでございます。

当企業団における資金不足比率につきましては、現金預金などの資産が、未払金などの負債額を上回っており、資金に余力が有ることから、資金不足比率は「無し」でございます。

以上2件につきまして、ご報告申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で報告を終わります。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第6、議案第10号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 議案第10号、平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページ及び別冊の「平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算書」の1ページ、2ページをお開き願います。

平成30年度の群馬東部水道企業団水道事業会計決算につきましては、収益的収入及び支出において、収入決算額100億533万9,684円、支出決算額89億6,893万2,296円となり、消費税を抜いた差引利益は7億5,491万648円となりました。

また、3ページ、4ページ目の資本的収入及び支出において、収入決算額3

4億551万3,776円、支出決算額72億6,588万4,155円となり、差し引き不足額については、損益勘定留保資金等の財源にて補填しております。

また、この決算につきましては、既に監査委員の審査も終了しておりますので、意見書を付し、関係書類を添えてご提案申し上げます。

以上、議案第10号について提案理由のご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保田俊） 続いて、監査委員から決算審査の報告を求めます。

(高橋代表監査委員挙手)

議長（久保田俊） 高橋代表監査委員。

代表監査委員（高橋嘉一郎） それでは、「平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算」の審査結果をご報告申し上げます。

企業長から審査に付されました決算諸表が「経営成績及び財政状態を適正に表示しているか」、そして「経済性の発揮及び公共性の確保がされているか」を主眼として審査を執り行いました。

なお、決算審査過程において、決算諸表、関係帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに、関係職員からも説明を聴取させていただきました。

審査の結果、決算諸表は経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めることができました。

また、事業運営の審査結果につきましては、意見書の1ページ、2ページに記載してございます。経営成績につきましては、8ページに記載しましたとおり、総収益から総費用の差の、7億5,491万648円が純利益となっております。純利益は前年度よりも2億2,185万2,806円減少しましたが、計画どおりの利益でありまして、健全な経営を堅持しているということが言えると思います。

ただし、人口の減少及び節水意識の高まりなどによりまして、給水収益が減少してございます。引き続き、用水供給事業者との垂直統合、あるいは官民出資会社による包括事業運営を活用しながら、スケールメリットを最大限に活かしていただいて、効率的な運営に努め、お客様に安全・安心な水道水を供給し続けることが大切かと存じます。

また、今年度も台風15号、先日の19号が東日本中心とした各地

域に大きな爪痕を残してございます。温暖化の影響で、こういった大規模災害が多発してございます。企業団としても盤石な危機管理体制を確立していただいて、今後も強靱な水道サービスの提供が行えますようお願い申し上げます。平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしとの声あり)

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。
議案第10号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第7、議案第11号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（越塚局長挙手）

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 議案第11号、平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の9ページ及び別冊「決算書」の6ページの下段、「平成30年度群馬東部水道企業団水道事業未処分利益剰余金処分計算書（案）」を、お開き願います。

平成30年度決算における剰余金の残高は、17億2,710万6,357円であります。各積立金への積立て及び資本金への組入れについては、減債積立金へ3,850万円、建設改良積立金へ7億1,950万円を積立て、資本金へ9億6,901万6,588円の組入れを行い、剰余金の処分を行うものです。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（なしとの声あり）

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なしとの声あり）

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第8、議案第12号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（越塚局長挙手）

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 議案第12号、令和元年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の10ページ及び別冊の「令和元年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」の1ページを、お開き願います。

補正予算の詳細でございますが、第2条では、各事業の業務において、予定量を補正するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入では、営業外収益において消費税の還付見込額の増加を見込み4,560万8千円を増額補正するものでございます。

また、支出では、営業費用のうち、水道施設等における電気料など包括業務委託に係る経費の追加により7,101万8千円の増額補正をするものでございます。

また、第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入では、国庫補助金と企業債の増により、2億1,832万8千円の増額補正を、支出では、建設改良費の増加により、4億3,947万3千円の増額補正でございます。

この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額の増額につきましては、第4条本文に記載のとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額や建設改良積立金処分額などを増額し、充当するものでございます。

続きまして、予算書の2ページをご覧ください。

第5条につきましては、建設改良費の増加に伴い、企業債の限度額を増額するものでございます。

第6条につきましては、職員の人事異動に伴い、職員給与費を640万3千円減額するものでございます。

また、3ページ以降には、補正予算に伴う実施計画等を添付しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、議案第12号、令和元年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしとの声あり)

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第9、議案第13号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第13号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、でございます。

本案は、当企業団が議会議員等の公務災害に対する補償事務について、共同処理するため加入しております群馬県市町村総合事務組合において、令和2年4月1日から当企業団が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること及び藤岡市が消防団員等に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始すること並びに別表について所要の規定の整備を行うため、当該組合の規約の改正が必要となりますので、組織団体全ての議会議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしとの声あり)

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。

議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第10、議案第14号から議案第19号までの6議案を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

(越塚局長挙手)

議長（久保田俊） 越塚局長。

局長（越塚信夫） 議案書の14ページをお開き願います。

議案第14号、公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、企業団が51パーセント出資する営利法人である株式会社群馬東部水道サービスへ職員を派遣し、もって持続可能な水道事業の実現を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、派遣の対象となる営利法人を株式会社群馬東部水道サービスと定めたほか、法律の委任に基づき、派遣の実施に必要な事項を規定するものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

局長（越塚信夫） 次に、議案書の18ページをお開き願います。

議案第15号、群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から専任職員を採用することに伴い、職員の定年等について、地方公務員法の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、職員の定年を年齢60年と定めるほか、法律の委任に基づき、定年等に関し必要な事項を定めるものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

局長（越塚信夫） 次に、議案書の20ページをお開き願います。

議案第16号、群馬東部水道企業団職員の再任用に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から専任職員を採用することに伴い、職員の定年退職後の再任用の実施について、地方公務員法の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、再任用の対象となる定年退職者に準ずるものの規定や再任用の任期の更新の規定などについて、法律の委任に基づき、再任用の実施に必要な事項を定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

局長（越塚信夫） 次に、議案書の22ページをお開き願います。

議案第17号、群馬東部水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、公務に関する能力の向上に資する目的で、職員の大学等への修学又は国際貢献活動による休業を承認する場合の基準や手続きを定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

内容としましては、在職2年以上の職員を対象に、公務の運営に支障がないと認める場合に、大学等に修学する場合は2年、大学院への修学及び国際貢献活動の場合は3年を上限として、休業を取得できることを定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

局長（越塚信夫） 次に、議案書の26ページをお開き願います。

議案第18号、群馬東部水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、外国で6月以上継続して勤務や事業経営又は大学修学することになった配偶者に同行する職員が休業する場合の基準や手続きを定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

内容としましては、公務の運営に支障がないと認める場合に、3年を上限として休業を取得できることを定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

局長（越塚信夫） 次に、議案書の30ページをお開き願います。

議案第19号、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の一部改正について、でございます。

本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、地方公務員法の欠格条項に関する規定が改正され、職員が「成年被後見人又は被保佐人」に該当した場合、当然に失職することがなくなったことを踏まえ、両条例の関係規定の整備を行うほか、字句の整理を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を改正法施行日に合わせ、令和元年12月14日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（なしとの声あり）

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） 議事の都合により、議案第14号から第19号までの6議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なしとの声あり）

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。
議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に、議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に、議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に、議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に、議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に、議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会

議長（久保田俊） 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。

最後に、清水企業長からご挨拶があります。

企業長（清水聖義） 今日は多数の議案がありましたが、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。またお二方から一般質問がありましたが、これからも対応していきたいと思っております。

過日ですね、台風19号が上陸しましたが、浸水した浄水場がありました。断水ということにはならなくてですね、全体で一元管理していたことから、スムーズにいつもどおりの配水ができた訳であります。これからもですね、お

互いにサポートし合えるような関係が構築されておりますので、このスケールメリットを活かしていきたいと思っております。

今後とも各市町でこのスケールメリットを活かしながら、先程質問にありました安全な水、そしてまたできるだけ安定的にテイクアウトで配給できる水、こういったものを今後とも継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は大変お忙しいなかお集まりいただきまして、ありがとうございました。

議長（久保田俊） これをもって閉会と致します。

大変ありがとうございました。

午後3時10分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

久保田 俊

群馬東部水道企業団議会議員

杉山 英行

群馬東部水道企業団議会議員

延山 宗一